

1-1 国立大学法人お茶の水女子大学の目的（国立大学法人お茶の水女子大学学則より抜粋）

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、その状況について自ら点検及び評価をおこなうものとする。

2 点検及び評価の項目並びにその実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。